

原子力発電所再稼働推進、次世代原子力発電開発検討・原子力発電所運転期間延長検討指示に関する意見書

政府は、令和4年8月24日、官邸で開いたGX(グリーントランスフォーメーション)実行会議で、原子力発電所について、「再稼働済み10基の稼働確保に加え、設置許可済みの原発再稼働に向け、国が前面に立ってあらゆる対応をとっていく」と述べました。

また、次世代型原子力発電の開発や原子力発電所の運転期間延長などについて、「年末に具体的な結論を得られるよう検討を加速してほしい」と指示しました。

原子力発電所再稼働の推進については、再稼働済みの原発に加えて、原子力規制委員会に合格しているものの稼働に至っていない原発7基の2023年夏以降の再稼働を目指すとされたが、対象となる原発は多くの安全上の課題を抱え、安易な再稼働は許容出来るものではありません。

東京電力福島第一原発事故の教訓である、重大な事故が起こった際に住民が安全かつ確実に避難ができる体制整備は、各地方自治体が策定する避難計画に委ねられており、国として国民の生命と財産を守る役割を果たしているとは言い難い状況にあります。国が避難計画を審査し、同意を与える法制度を整備することなく、再稼働に踏み切るとは、福島の犠牲を踏みにじるものであります。

原子力発電所の運転期間の延長については、東京電力福島第一原子力発電所の事故の終息、廃炉への道筋が見通せない中、運転期間延長の議論を進めるべきではないと考えます。

また、次世代型原発の開発については、基本的な原理は既存の軽水炉と変わるものではなく、絶対安全はないものと考えます。また、使用済み核燃料の処分問題は新世代型原発になっても変わるものではありません。将来に向けて原発依存の継続を意味する次世代型原発の開発については慎重な議論と国民の広範な合意が不可欠であると考えます。

以上のことから、原発依存の低減、脱炭素社会の実現を目指して今後とも省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの普及大幅拡大のための施策の充実に取り組んでいくことを政府に強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。